

タブレット端末貸与許可書 兼 遵守事項確認書

保護者 様

那覇市立鏡原中学校
校長 仲間 丈二
(公印省略)

貸与申請のありましたタブレット端末について、自宅でも学習できるよう学習用タブレット端末等を下記の期間貸与いたします。次の遵守事項（ルール）を各家庭でお守りいただきますようお願いいたします。

貸与期間

- ・ 感染症の拡大及び大規模な自然災害等により臨時休校または学年・学級閉鎖となった場合
- ・ 児童生徒の同居家族及び接触者が感染症の発症または濃厚接触者認定等により、児童生徒本人が自宅待機となった場合
- ・ 夏季休業等の長期休業時

遵守事項

1. 貸与物品を他者に使用させ、又は転貸してはいけません。
2. 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損してはいけません。
3. 貸与物品を利用し、他者の対し、被害や悪影響を与えてはいけません。
4. 貸与物品のセキュリティに係る情報を他者に漏らしてはいけません。
5. 貸与物品を学習活動以外に使用しません。
6. 貸与期間満了したときは、速やかに貸与物品を返却します。
7. 貸与物品を適正に管理し、紛失及び盗難に注意します。
8. 故意又は重大な過失により貸与物品を紛失、盗難及び破損させた場合はその弁償及び修理に係る費用を負担します。
9. 学校が定める規程等に反する行為を行いません。